

○ 予防接種法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（独立行政法人医薬品医療機器総合機構への報告）</p> <p>第七条の二 法第十四条第三項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。</p> <p>一 被接種者の氏名、性別、生年月日、接種時の年齢及び住所</p> <p>二 報告者の氏名並びに報告者が所属し、又は開設した医療機関の名称、住所及び電話番号</p> <p>三 被接種者が報告に係る予防接種を受けた期日及び場所</p> <p>四 報告に係る予防接種に使用されたワクチンの種類、製造番号又は製造記号、製造販売業者の名称及び接種回数</p> <p>五 予防接種を受けたことによるものと疑われる症状並びに当該症状の発症時刻及び概要</p> <p>六 その他必要な事項</p> <p>（独立行政法人医薬品医療機器総合機構による情報の整理に係る情報の提供）</p> <p>第七条の三 厚生労働大臣が法第十四条第一項の規定により独立行政法人医薬品医療機器総合機構に法第十三条第三項に規定する情報の整理を行わせる場合において、同条第四項によりワクチン製造販売業者（同項に規定するワクチン製造販売業者をいう。以下この条において同じ。）に対し同条第三項に規定する調査を実施するため必要な協力を求めるときは、独立行政法人医薬品医療機器総合機構は、当該調査を行うため必要な限度において、ワクチン製造販売業者に対し、法第十四条第三項の規定により報告された情報（被接種者の氏名及び生年月日を除く。）を提供することができる。</p>	<p>（新設）</p>

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構から厚生労働大臣への通知)

第八条 法第十四条第四項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

一 三 (略)

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構から厚生労働大臣への通知)

第八条 法第十四条第三項の規定による通知は、次の各号に掲げる事項について速やかに行うものとする。

一 三 (略)